

週休 2 日工事に係る経費の補正について

週休 2 日工事実施要領（以下「実施要領」という。）第 6 第 2 項及び第 9 項の規定に基づく直接工事費、間接工事費の補正については、以下のとおり行うものとする。

1 用語の説明

週休 2 日の種類	定義
週単位（土日）	対象期間の全ての土・日曜日 ^{※1} を 現場閉所
月単位	対象期間内の全ての月において、 現場閉所率が 28.5%以上
通期	対象期間内において、現場閉所率が 28.5%以上
未達成	対象期間内において、現場閉所率が 28.5%未満

（1）月単位の現場閉所率とは、「対象期間内の各月の日数」に対する「実際の各月の現場閉所日数^{※2}」の割合。

$$\text{現場閉所率 (月単位)} = \frac{\text{(実際の各月の現場閉所日数^{※2})}}{\text{(対象期間内の各月の日数)}}$$

※暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

（2）通期の現場閉所率とは、「対象期間」に対する「実際の現場閉所日数」の割合。

$$\text{現場閉所率 (通期)} = \frac{\text{(実際の現場閉所日数)}}{\text{(対象期間)}}$$

※1 全ての土・日曜日・・・受注者の責によらず土・日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、土・日曜日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定する。（対象の土・日曜日を含む週に限る。）ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難である場合は、週休 2 日工事実施要領 第 5 第 4 項のとおり。

※2 実際の現場閉所日数・・・1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しない日のことをいう。交通規制に伴う交通誘導及び現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り並びにこれらに準ずる作業は現場作業から除くものとする。

2 補正の方法

（1）当初設計時

当初の予定価格において、労務費、間接工事費率に対して、表1に記載の週単位（土日）の補正係数を乗じて補正を行うものとする。ただし、市場単価及び土木工事標準単価は、表2及び表3に記載の週単位（土日）の補正係数を乗じる。

（2）変更設計時

週休2日の取り組みが、週単位（土日）の週休2日に満たない場合は、当初の予定価格において補正した労務費、間接工事費率に対して、以下のとおり変更するものとする。

（ア）月単位

対象期間内の全ての月において、現場閉所率が28.5%以上の場合、労務費、間接工事費率に対して、表1に記載の月単位の補正係数を乗じて補正を行うものとする。ただし、市場単価及び土木工事標準単価は、表2及び表3に記載の月単位の補正係数を乗じる。

（イ）通期

現場閉所率が28.5%以上の場合、労務費、間接工事費率に対して、表1に記載の通期の補正係数を乗じて補正を行うものとする。ただし、市場単価及び土木工事標準単価は、表2及び表3に記載の通期の補正係数を乗じる。

（ウ）未達成

現場閉所率が28.5%未満の場合、労務費、間接工事費率に対して、表1に記載の未達成の補正係数を乗じて補正を行うものとする。ただし、市場単価及び土木工事標準単価は、表2及び表3に記載の未達成の補正係数を乗じる。

表 1

達成度	補正係数		
	労務費	間接工事費率	
		共通仮設費率	現場管理費率
週単位 (土日)	1.02	1.02	1.03
月単位	1.02	1.01	1.02
通期	1.00 (補正なし)		
未達成	1.00 (補正なし)		

【留意事項】

- ・工場製作工における労務費の補正は行わない。

【補正の計算例】

①労務単価 18,500円の場合：

$$18,500円 \times 1.02 = 18,870円 \text{ (整数止め)}$$

②共通仮設費率12.78%、地域補正1.3の場合

$$12.78\% \times 1.3 = 16.61\% \text{ (小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)}$$

$$16.61\% \times 1.02 = 16.94\% \text{ (小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)}$$

③現場管理費率32.73%、地域補正1.1、冬期補正值0.23の場合

$$32.73\% \times 1.1 = 36.00\% \text{ (小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)}$$

$$36.00\% + 0.23 = 36.23\%$$

$$36.23\% \times 1.03 = 37.32\% \text{ (小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)}$$

表2 市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数			
		週単位 (土日)	月単位	通期	未達成
鉄筋工		1.02	1.02	1.00 (補正なし)	1.00 (補正なし)
ガス圧接工		1.01	1.01		
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01		
	撤去	1.02	1.02		
防護柵設置工（ガードレール）※1	設置	1.00	1.00		
	撤去	1.02	1.02		
防護柵設置工（ガードパイプ）※1	設置	1.00	1.00		
	撤去	1.02	1.02		
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02		
	撤去	1.02	1.02		
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01		
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01		
道路標識設置工	設置	1.00	1.00		
	撤去・移設	1.01	1.01		
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01		
	撤去	1.02	1.02		
法面工		1.01	1.01		
吹付砕工		1.01	1.01		
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01		
道路植栽工	植樹・剪定	1.02	1.02		
公園植栽工		1.02	1.02		
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01		
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02		
橋面防水工		1.01	1.01		
薄層カラー舗装工		1.00	1.00		
グルーピング工		1.00	1.00		
軟弱地盤処理工		1.01	1.01		
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01		
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01		
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01		
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02		
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02		
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02		
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.02		
組立マンホール設置工		1.01	1.01		
小型マンホール工		1.00	1.00		
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00		
取付管およびます設置工	取付管敷設及び 支管取付工	1.01	1.01		

※1 環境色含む

※2 加算額の単価の構成が材料のみの場合は補正しない
(デジタル土木コスト情報及び土木施工単価参照)。

※3 補正後単価は整数止め

表3 土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数			
		週単位 (土日)	月単位	通期	未達成
区画線工		1.02	1.02	1.00 (補正なし)	1.00 (補正なし)
高視認性区画線工		1.02	1.02		
橋梁塗装工		1.01	1.01		
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01		
	人力	1.02	1.02		
コンクリートブロック積工		1.02	1.02		
排水構造物工		1.02	1.02		
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02		
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01		
	高所作業車	1.01	1.01		
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02		
	高所作業車	1.02	1.02		
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02		
	高所作業車	1.02	1.02		
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02		
	高所作業車	1.02	1.02		
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02		
	高所作業車	1.02	1.02		
防草シート設置工		1.01	1.01		
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01		
	高所作業車	1.01	1.01		
塗膜除去工		1.02	1.02		
バキュームブラスト工		1.01	1.01		
道路反射鏡設工	設置	1.00	1.00		
	撤去	1.02	1.02		
仮設防護柵設工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02		
機械式継手工		1.02	1.02		
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01		
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01		
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00		
浸食防止用植生マット (養生マット工)		1.02	1.02		
支承金属溶射工		1.02	1.02		
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.02	1.02		
フレア溶接工		1.02	1.02		
H型ボラード設置工		1.01	1.01		
橋梁用水切り材設置工	設置	1.02	1.02		
	撤去	1.02	1.02		

※1 補正後単価は整数止め

3 適用年月日

令和 7 年 10 月 1 日以降に起工起案を行う建設工事から適用する。(閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「07.10.01」と表示される工事から適用する。)

4 備考

国土交通省所管公共土木施設の災害復旧事業に関する週休 2 日工事における経費は、査定設計書において計上することが必要な場合には、計上することが出来るとされているため、留意すること（「令和 7 年災害手帳」（(一社)全日本建設技術協会）175 頁参照）。